

職場環境改善による女性就業促進業務委託に係る質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所 (ページ)	質問事項	回答
1	仕様書	P2	「今年度以降正規就業したものが20名となることを目指す」とあるが、「有給インターンによる女性就業促進業務」で正規就業した者の数もこの数に含まれるか。	含まれません。本業務の実施により職場環境の改善が図られた企業において、独自の採用があることを想定しています。
2	仕様書	P2	「本業務の実施に必要な経験を有している者等」の記載通り、資格がなくてもコンサルタントを行うに十分な経験を有していれば良いという認識でよいのか？	認識のとおりです。資格を所有していることは、必須要件ではなく、審査基準のNO.2に記載のとおり、コンサルタントの資格、経験等を総合的に判断し評価します。
3	仕様書	P4	「インターン生受入企業の応募状況と調整する必要がある。」と記載の”応募状況””調整”とはどのような状況が想定されるか	インターン生受入企業となる企業の「有給インターンによる女性就業促進業務」への申込数及びマッチングの進捗状況によっては、120回以上のコンサルティングのうち、初回コンサルティング及び複数回のコンサルティングを行う企業数や複数回コンサルティングの実施回数等が変動する可能性があるということです。
4	仕様書	P4	100事業者については、インターン生受け入れ企業(求人票受理)でなければいけないか？	お見込みのとおりです。なお、インターン生受入企業の応募状況によっては、双方協議の上、変更を行う可能性があります。
5	企画提案説明書	4. 提出書類	事業開始後に再委託先の追加・変更の場合は都度ご報告でよいのか	提案時点で、再委託先が決定している場合は、記載を行ってください。 なお、事業開始後に再委託先の追加・変更を行う場合は、公募型プロポーザルで発注することを鑑み、提案内容が実施可能な再委託先であるか等「再委託する業務内容が契約者を選定した理由と不整合とならないか」について、審査を受けていただき、再委託を実施していただくことになります。
6	仕様書	P2	□2 業務内容」の(3)業務の概要について、コンサルティングには「社会保険労務士」「中小企業診断士」等の有資格者は必ずいなければならないませんか？ □コンサルティング項目に対して、資格が明確でない場合はどのような対応になるのでしょうか？	上記「NO.2」の回答のとおりです。
7	企画提案説明書	8. 企画提案書の作成	⑥について、「副本はファイルに綴じて」とありますが、ファイルの代わりにレールクリヤーホルダー(書類を挟んでレールで固定するタイプ)でもよろしいでしょうか？	問題ありません。正本については製本を行い、副本については、ファイル等の書類を挟むものから書類が簡単に落ちたり、散乱することがないように作成を行ってください。